

# 給水装置工事施行承認・排水設備等新設等 確認申請を電子メールで事前審査できます。

受付開始

R6/4/1

8:30より

## メリット

給水装置工事施行承認申請及び、排水設備等工事等確認申請を来庁することなく、メール添付資料(PDF)にて予備審査を受けることが可能になり、上下水道部へ来庁いただく回数を軽減することができます。事前審査料はかかりません。

**【窓口での審査が無くなるわけではありません。】**

	事前審査を利用しない	事前審査を利用する
来庁回数(審査)	複数回	最短で1回
提出書類	従前のおとり全て紙原稿 (提出書類により複数部)	(事前審査) PDF化した申請書類一式  (本申請) 申請書類一式(公図・土地家屋所有者を証明する書類等を除く) 1部
審査届出	8:30~17:00まで※	時間外でも受け付けます

※12:00~13:00は、窓口業務の対応はできません。ご了承ください。

## 審査対象

### 【給水装置】

- 直結直圧方式の一般住宅(2階建て以下)の新築・改造工事であること。
- メーター口径がφ25mm以下であること。
- 関係機関との事前協議済みであること。
- 特殊器具(受水槽・増圧ポンプ等の機器)を設置しないこと。
- 給水管を引き込む経路が私道や隣地などの場合、所有者・使用者に対し民法第213条の2第3項に基づく通知が済んでいること。
- 配水管の断水を伴わないもの。
- 大崎市上下水道部と事前協議済であること。

### 【排水設備】

- 大崎市上下水道部と下記の事前協議が済んでいること。
  - ・ 大崎市による汚水ます設置協議及び取付管工事協議
  - ・ 農業集落排水事業区域編入申請
  - ・ 私道内公共下水道設置申請
  - ・ 制限行為申請
  - ・ 公設浄化槽設置申請
  - ・ 公設浄化槽から公共下水道等へ切り替えを行う工事

### 【審査事前準備】

- 大崎水道サービス株に【事前審査用メールアドレス】を登録すること。
- 登録されていないメールアドレスからの審査はいたしません。登録は無料。
- 1社が登録可能なメールアドレスは1件とさせていただきます。

※ 様式については、大崎水道サービス株【窓口】までお問い合わせください。

## 問合せ先

大崎水道サービス株【窓口】

TEL 0229-24-1111

Fax 0229-22-7551

大崎市上下水道部経営管理課 給排水担当

TEL 0229-24-1112

Fax 0229-24-1114

## 申請時の確認事項

メールにて取り扱いする申請は、給水工事の「給水装置工事施行承認申請」・排水設備工事の「排水設備等新設等確認申請」のみとさせていただきます。また、メールにてお取り扱いするのは、「**事前審査**」です。事前審査終了後、**本申請を窓口にて提出していただく必要があります。ご注意ください。**

なお、各申請の**メールを送信する際には、件名を以下のとおりとしてください。**

- 給水装置工事の場合は 「給水装置工事施工承認申請(申請会社名)担当者名」
- 排水設備工事の場合は 「排水設備等新設等確認申請(申請会社名)担当者名」

### 【添付書類】

- ・ 添付ファイルには個人情報が含まれますので、パスワードを設けるなどの情報漏洩対策を図ったうえでメールを送信してください。
- ・ 添付書類は、紙申請時に必要となる書類をPDFに変換し、メールへ添付してください。(PDF以外で送信された場合はお取り扱いできません) ※PDFの解像度は 350dpi以上
- ・ メール添付容量は規定しませんが、10MBを超える場合は、複数回に分けるかデータを圧縮して送信してください。
- ・ 複数に分けて送信する場合は、会社名の後に(○/○)と記載してください。

例) 2回に分ける場合は1回目を「給水装置工事施行承認申請(申請会社名)(1/2)」・2回目を「給水装置工事施行承認申請(申請会社名)(2/2)」で送信してください。

### 【メールの応答】

- ・ メール**の受信応答の有無については、大崎市及び、大崎水道サービス㈱から返信を行うことはございません。**
- ・ メールを送信する際は、メールソフトの「**開封確認の要求**」と「**配信確認の要求**」にチェックを入れて送信してください。

### 【審査期間】

- ・ 申請が営業時間(8:30～17:00)外の場合は、翌営業日での対応とさせていただきます。
- ・ 事前審査の回答については、給水装置工事を**概ね5営業日程度**、排水設備工事については**概ね7営業日程度**の日数を要します。

### 【メール本文】

- ・ メール本文については、必ず**ご担当者のお名前・電話番号を記載してください。**
- ・ 事前審査終了後、メールにて**事前審査済通知書**を送信いたします。本申請時に添付してください。

## 提出書類について

- 給水装置工事施行承認申請の事前審査時提出書類については、窓口にて申請されているものと同様です。

詳細については、大崎市ウェブサイト「給水装置工事申込書等各種様式」内に掲載されております、「給水装置工事施工申込み書類について」をご確認ください。

ホーム) 市政サイト) 組織から探す)  
上下水道部) 経営管理課) 申請書  
ダウンロード) 給水装置工事申込書等  
各種様式



<https://www.city.osaki.miyagi.jp/shisei/soshikikarasagasu/jogesuidoubu/keieikanrika/5/1971.html>

- 排水設備等新設等確認申請の事前審査時提出書類については、窓口にて申請されているものと同様です。

詳細については、大崎市ウェブサイト「例規集」  
「第12編公営企業」  
「第5節下水道」  
「大崎市下水道条例施行規程」内の様式をご確認ください。

各種検索エンジンサイト※)大崎市  
例規集) 公営企業) 下水道) 大崎市  
下水道条例施行規程

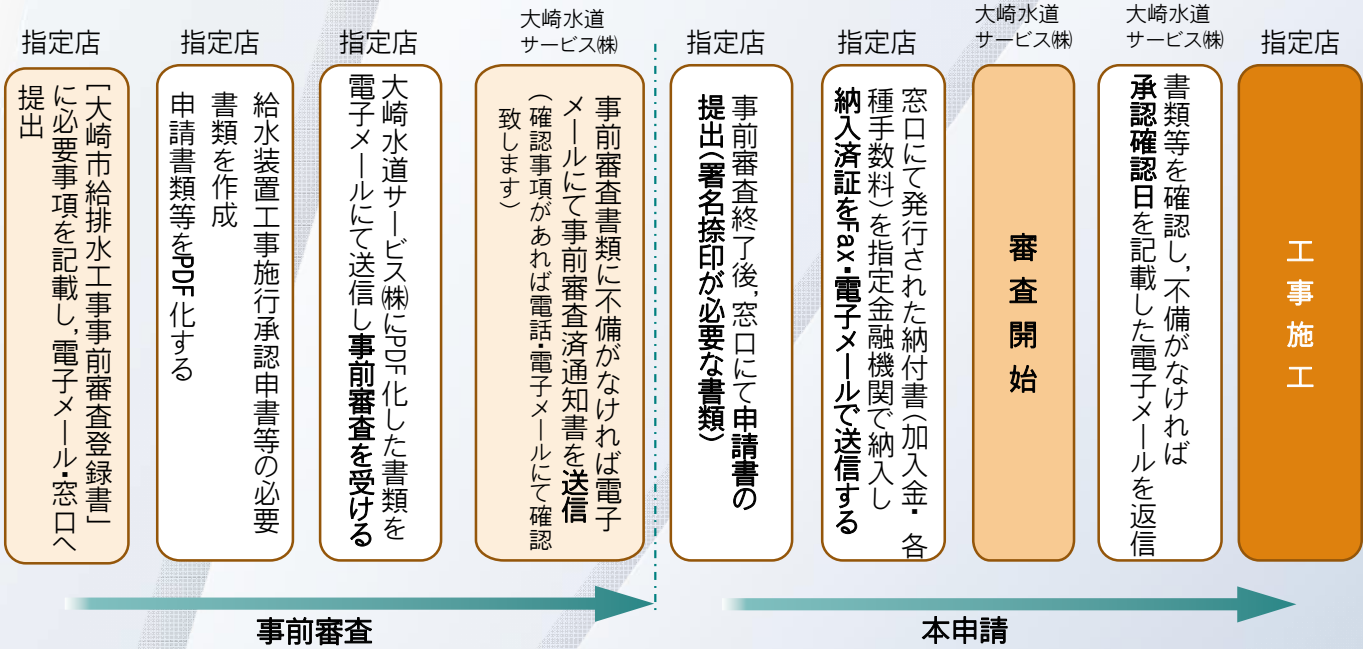


[https://www.city.osaki.miyagi.jp/section/reiki/reiki\\_honbun/r294RG00001873.html](https://www.city.osaki.miyagi.jp/section/reiki/reiki_honbun/r294RG00001873.html)

※各種検索エンジンサイトとは、Google・Yahoo!Japan等を指します。

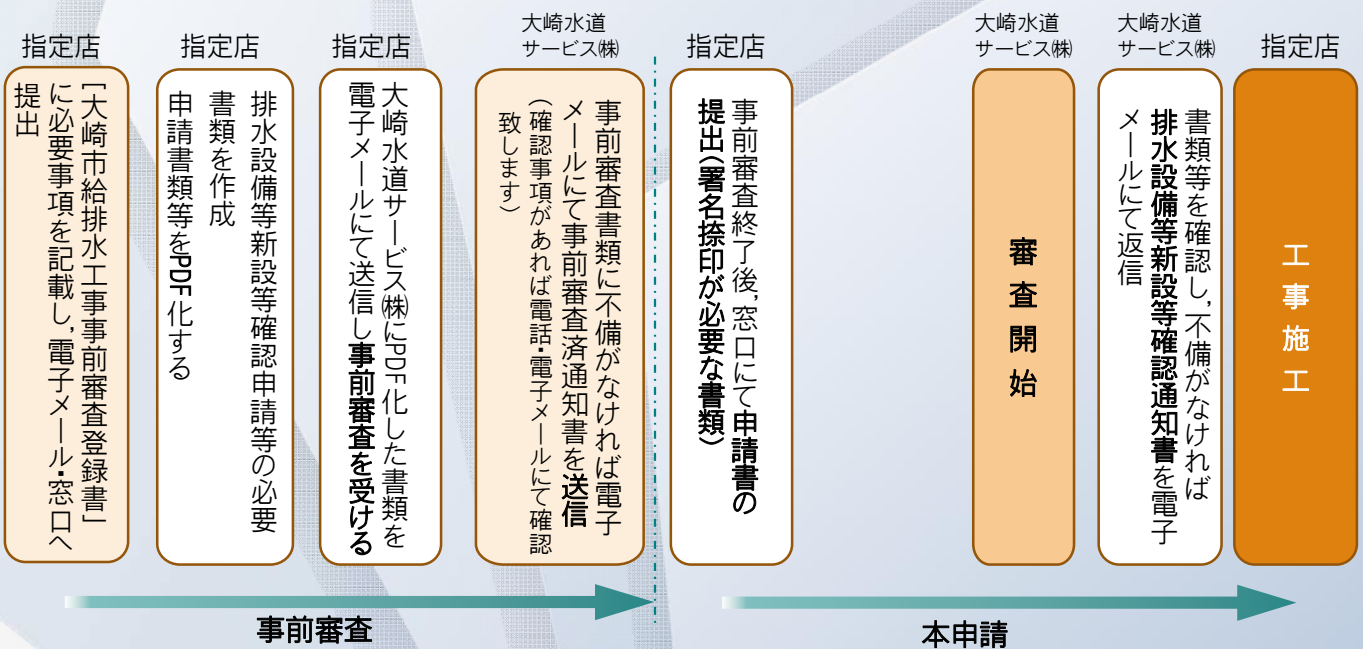
# 電子メールによる給水装置工事施行承認・排水設備等新設等確認申請の流れ

## 給水装置工事



※ 提出するPDFの解像度は350dpi以上で提出してください。  
 ※2 納入済証を送信するFax・電子メールは大崎水道サービス株へお願いします。(Fax 0229-22-7551)

## 排水設備工事



※ 提出するPDFの解像度は350dpi以上で提出してください。



# 事前審査に関する一般的な Q & A

Q1)事前審査を行えば、承認等を受けたということで理解していいのか。

A1)あくまでも事前審査であり、本審査ではありません。  
本審査終了後、工事施工の運びとなります。ご注意願います。

Q2)事前審査時には、申請者・義務者の署名捺印が必要か。

A2)本申請同様、申請者・義務者の署名捺印が必要となります。

Q3)事前審査時に添付するPDFはカラーで無ければならないのか。解像度は何dpiで送らなければならないのか。

A3)添付書類は、カラーで提出してください。PDFの解像度は350dpi以上をお願いします。  
解像度が低すぎて記載している文字等が見えにくい場合は、審査できません。再度提出して頂く可能性があります。ご了承願います。

Q4)必ず事前審査を行わなければならないのか。

A4)事前審査は、あくまで遠方に事務所を構える事業者に対し、申請書類を提出することへの負担軽減や、時間短縮を目的とし実施するものです。必ずしも、事前審査を行わなければならないというものではありません。ご理解ご協力をお願いします。

Q5)事前審査を行ったうえで、本審査に提出する書類は何が必要になりますか。

A5)本申請時は、事前審査にて確認後の書類を提出して頂くことになります。

Q6)事前審査のメールが届いたか確認を行わなければならないのか。

A6)事前審査メールを送信する際に、「開封確認の要求」と「配信確認の要求」を設定していれば、受信者が開封した際に通知が送信者に届きます。また、申請書類の不足等があった場合は、電話・メールにてご連絡をさせていただきます。

## 申請例

The screenshot shows the Outlook 'Compose' window. Three red callout boxes with arrows point to specific settings:

- 配信確認の要求と開封確認の要求にチェックを入れること** (Check the requirements for delivery confirmation and opening confirmation.) - Points to the 'Require recipient to confirm delivery' and 'Require recipient to confirm opening' checkboxes in the 'Options' ribbon.
- 差出人は登録したメールアドレスにしてください** (Please use the registered email address as the sender.) - Points to the 'From' field containing 'gyoumu@fukuran.or.jp'.
- 給水の場合は「給水装置工事等申込事前審査」排水の場合は「排水設備等新設等確認申請事前審査」と会社名を件名に記入すること** (For water supply, enter 'Water supply equipment application for advance review'. For drainage, enter 'Drainage equipment new installation confirmation application for advance review' and the company name in the subject line.) - Points to the 'Subject' field containing '給水装置工事等申込事前審査 (〇〇株式会社)'.

Q7)事前審査であれば、大崎市に指定店登録していない事業者が送信してよいのか。

A7)事前審査ではありますが、本申請と同様の取り扱いとなりますので、提出者は大崎市に登録している指定店に限らせていただきます。また、事前審査を受けるためには[[大崎市給排水工事事前審査登録書](#)]を提出する必要がありますのでご注意願います。

Q8)事前審査で承認を受けていれば、本審査時の訂正は無いと考えていいか。

A8)事前審査時に厳正に審査させていただきますが、多少の修正が生じる場合があります。ご迷惑をお掛けしますが、ご理解願います。